

財務省告示第二百号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十項の規定に基づき、平
成十六年三月二十二日に発行した利付国債の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成十六年四月九日

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記 利付国庫債券（二年）（第二百十

八回）

二 発行の根拠 財政融資資金特別会計法（昭和

の法律及びそ 第二十六年法律第一百一号）第十一

の条項及びそ 条第一項並びに国債整理基金特

別会計法（明治三十九年法律第

六号）第五十一条及び第五

ノ二 社債等の振替に関する法律（平

成十三年法律第七十五号）以下

「振替法」という。の規定の適

用を受けけるものとし、その振替

機関は日本銀行とする。

価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）及び価格

競争入札と同時に行われる入札

であつて、価格競争入札におい

て定められた利率をその利率と

し、価格競争入札において募入

の決定を受けられた各申込みの

価格を募入額により加重平均し

て得られるものによる発行（以下

「競争入札発行」という。）

非競争入札発行

五 募入決定の
方法

十一 発行日

イ 発行価格

口 入札競争

非競争入札

札発行

十二

十三

利率
の経過
払込み

平成十六年三月二十二日

額面金額百円につき百円七銭以

上そのれぞれの応募価格

額面金額百円につき百円七銭

(一) 年〇・一パーセント
は、募入決定の通知を受けた者
は、払込金額に加えて、次の算

式により算出した金額を第二
十号に規定する期日に払い込
むものとす。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.1}{100} \times \frac{2}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に

十四 初期利子

係る所得税が源泉徴収されるに
もとの記載又は記録されるもの
座についで又は記録されるもの
にり算出した金額か(一)の算式に
よりに算出した金額を乗じた該金
額に百分の二十を乗じた金額
へただし、当該国債を発行時
に、又は外国取得者が非居住
者又は前記(一)の算式による
は、た金額に(一)の算式によ
し、た金額に(一)の算式によ
外、税法人が適用を受ける所得
税の税率を乗じた金額を控
除するものとができる。
平成十六年九月二十日を
とし、次の算式により算した
金額を支払う。ただし、支払
金の支払う。ただし、支払
が銀行休業日に当たるときは、
その翌営業日に支払う。以下、
次号及び第十号において規定

する期日について同じ。)

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.1 \times 1}{100 \times 2}$$

第二 期の 利息 以後	償還 金限 額	償還 金額	元利 支額	払込 参加 者	払込 期日
毎年三月二十日及び九月二十日 を、支払期とし、各支払期におい て、その日以前六月間に属する 利息を支払う。	平成十八年三月二十日 額面金額百円につき百円	日本銀行	財務大臣から通知を受けた者	平成十六年三月二十二日	二十